# 松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託 公募型プロポーザル募集要項

### 1 目的及び趣旨

本業務は、松本広域連合が運営するナビゲートサイト「#まつもトコトコ」(https://matsu-toco.com/)のサブサイトを構築し、インバウンド向けのコンテンツを追加するものである。

松本エリア(8市村/松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)には、ターゲットとする高付加価値旅行者を獲得するために必要なポテンシャルのある観光資源が点在するものの、コンテンツやPRが各市村ごとの取組に留まっているため、効果的なPRができておらず、松本エリア全体の域内観光消費額の増加に寄与できていないといった課題がある。

そこで、AIコンシェルジュやデジタルマップを導入し、目的地が一部決まっている旅行者に対しその位置関係や個々人の趣味・趣向に合わせた周遊プランの提案を行うことにより、ゲストの行動変容を図り長期滞在を促すことで、域内観光消費額の増加に寄与することを狙うものである。

本業務を実施する契約候補者をプロポーザル方式によって選考することを目的とし、その手続き等について本要項にて定めるものとする。

### 2 業務概要

(1) 業務名

松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託(以下「本業務」 という。)

(2) 業務内容

別紙4「松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託仕書」 (以下「仕様書」という。)を参照

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月10日(月)まで

#### 3 提案募集の範囲

本提案募集は、仕様書に示す業務の実施や成果物の作成を行うことについて提案を求めるものである。

# 4 契約限度額(提案上限額)

金 12,320,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのもの

#### 5 参加資格

提案参加者は、次の全ての要件に該当すること。なお、参加に際して必要な経費は、参加 者の負担とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国及び松本広域連合構成市村(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、

朝日村、筑北村)(以下「構成市村」という。)を含む地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 構成市村の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入する義務のある者にあっては、これらに加入していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

# 6 参加の手続き

(1) 提案参加表明の提出

提案参加表明は、以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。

- ア 本募集に提案しようとする者は、次の書類を事務局へ持参または郵送すること。
  - (ア) 様式1「参加表明書」 正本 1部
  - (イ) 様式2 「誓約書」

正本 1部

- (ウ) 会社概要(事業概要の分かるパンフレット等) 1音
- (エ) 構成市村の入札参加資格を有していない場合は、上記に加えて以下の書類を 提出すること。
  - a 登記事項証明書 1通 1通 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
  - b 印鑑証明書 1通
  - c 納税証明書 1通

(所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明 及び構成市村の市村税が課税されている場合には、市村発行の市村税を滞 納していない証明)

d 財務諸表の写し

1部

(賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)※直近事業年度のもの

- e 社会保険等加入を証する書類の写し 1通
- ※参加者は、候補者決定までの間に上記参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。
- イ 提出期間: 令和6年4月15日(月)から令和6年5月10日(金)まで(必着)
- ウ提出方法
  - (ア) 持参の場合には、受付時間は午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)
  - (イ) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。
- エ 参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、提案書類提出期間中に様式3 「参加辞退届」を郵送にて提出すること。
- オ 参加資格確認の通知は、参加表明書を提出した事業者に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知する。

#### 7 提案書及び提案見積書について

(1) 提案募集事項

ア 要件

別紙4「仕様書」のとおり。

イ 提案事項

別紙1「提案書記載項目」のとおり。

- (2) 提案書について
  - ア 提案書の作成

提案書は以下の要領に従って作成すること。

- (ア) 提案書には、表紙及び目次を除き、通し番号を付すこと。
- (イ) 提案書は、A4版でページ数の制限は設けない。また、図等必要に応じて、A3版を挿入することも可能とするが、書面については折りたたんでA4サイズとすること。
- (ウ) 表記は日本語とすること。
- (エ) 作成にあたっては、別紙1「提案書記載項目」の記載事項説明について、内容を具体的に記載すること。
- イ 提案書類の提出

評価の対象となる提案書類は以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。なお、提出された提案書類は返却しないものとする。

(ア) 提出書類及び部数

次の書類をそろえて提出すること。なお、PDFデータについては、CD-ROMまたは DVD-ROMに格納して提出すること。

a 様式4「提案書類提出書」

正本1部

b 様式5「提案見積書」及び内訳書(様式任意)

正本1部、PDF データ1部

c 提案書(様式任意)

正本1部、副本10部

各 PDF データ1部

※副本は、提案者の名称、ロゴマーク等、提案者の判別ができる部分を黒塗り、 または削除すること。

d 関係資料(ある場合)

正本1部、PDF データ1部

※この事業の関係で関わった事業実績(過去5年以内)

(3) 提案見積書および内訳書について

ア 提案見積金額は、提案書に記載された事項の履行に必要となる本提案募集の範囲に係るすべての経費(消費税及び地方消費税含む。)を含めること。

なお、別紙1「提案書記載項目」4に記載した業務以外の追加提案も受け付けるが、経費計上しないものとする。

- イ 提案見積とは別に、令和7年4月以降の年度ごとの保守管理費用を提出すること。
- ウ 提案見積書及び内訳書は定型封筒(長形3号)に封緘し、「松本広域連合長 臥雲 義尚」宛とすること。

また、表面に「松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託 見積書 在中」と朱書きの上、提案参加者名(共同提案にあっては代表する者)を明記すること。

(4) 提出期間

令和6年5月15日(水)から令和6年5月28日(火)まで

(5) 提出場所

後記、19「担当(資料提出先・問合せ先)」のとおり

(6) 提出方法

- ア 持参の場合には、受付時間は午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)
- イ 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。
- (7) その他

提案書の提出後は、修正や差し替えは認めない。

# 8 プレゼンテーション

提出された提案書類に基づき、以下により提案内容の説明を行うこと。

(1) 実施内容

提案書類に基づき、本業務の理解及び実現方法について詳細に説明すること。また、提案書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答を行うこと。

(2) 実施方法

プレゼンテーションの日時・方法については、別紙6「プレゼンテーション実施要領」で 示す日程の中で、個別に指示・調整する。参加できる人数は3名程度とし、実際にプロジェクトに参加予定の者のみとする。

(3) 審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には、社名を述べず、提案者の判別のできない提案書(副本)で提案を行うものとする。

#### 9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案参加要件·提案書類
  - ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ウ 提出書類が期限内に提出されない場合
  - エ 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 評価·審査
  - ア 別紙4「仕様書」の実施項目において、一つでも実施不可と見なされる項目がある場 合
  - イ 提案評価点(500点満点)の合計得点が7割に満たない場合
- ウ 提案見積額が「4契約限度額(提案上限額)」に示す金額を超えた場合
- エ プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合
- (3) その他
  - ア 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
  - イ その他、本要項の内容に違反する場合

#### 10 選定方法

本業務について、提案書及び見積価格の2点について総合的に評価する。

(1) 選考委員会

別紙2「松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託審査委員会設置要領」に基づき設置する選考委員会の審査によって選考する。

(2) 優先交渉先選考結果

ア優先交渉先選考結果は速やかに参加業者へ通知する。

イ 結果について、異議の申し立ては一切認めない。

(3) 注意事項

優先交渉先の特定通知を持って契約の相手方を約するものではない。

### 11 審査項目及び評価基準

別紙3「松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託優先交 渉先選考基準」に基づき総合的に評価

#### 12 質疑応答等

### (1) 質問方法

ア 質問事項等を記載した様式6「質問書」を電子メールで提出すること。電話、持参、F AXでの質問は受付けないものとする。

イ 電子メールの標題を「【松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託】プロポーザル質問書(会社名)」とし、電子メールを送信した後に、松本広域連合福祉・地域課まで送信した旨の電話をすること。

### (2) 受付期間

令和6年4月15日(月)から令和6年4月25日(木)まで

#### (3) 回答方法

ア 令和6年4月30日(火)を目途に回答する。

- イ 回答は、電子メールにて全参加者へ行うものとする。
- ウ 質問事項及び回答は、松本広域連合公式ホームページ(https://www.m—ko uiki.or.jp/(以下「ホームページ」という。))にて公開する。
- (4) その他
  - ア回答の内容は、この要項及び添付書類等の追加または修正とみなす。
  - イ 質問の内容について、松本広域連合より問い合わせを行う場合がある。

#### 13 結果の通知及び公表

選考結果については、電子メールで通知するとともに、ホームページで公表する。

#### 14 全参加者失格の場合の提案の再募集

全参加者が失格となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

### 15 採用提案以外の技術提案の取入れ

取入れるものとするが、仕様書4で求める業務に記載のない企画提案で、追加費用が必要な提案は記載しないこと。

#### 16 契約の締結

選考委員会の審査により選定された候補者と協議の上、随意契約を行う。

# 17 全体スケジュール

日程	内容
令和6年	
4月12日(金)	提案募集公告
4月15日(月)	質問受付開始·参加表明受付開始
~4月25日(木)	質問受付締切り

~5月10日(金)	参加表明提出期限
5月14日(火)	参加資格審査結果送付期限
5月15日(水)	提案書受付開始
~5月28日(火)	提案書提出期限
6月 7日(金)	プレゼンテーション
6月14日(金)	選考結果通知
6月下旬	契約

※ あくまで予定であることを認識し、変更がありえることに留意すること。

# 18 その他

- (1) 配布資料はその一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載されるホームページを注視すること。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提案書類は返却しない。
- (5) 提案書類は本提案募集の目的以外には使用しない。
- (6) 提案書類は選考に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 選定結果は契約候補者決定後にホームページにて公開する。
- (8) 提出書類は、松本広域連合情報公開条例(平成16年条例第1号)に基づき公開することがある。

# 19 担当(資料提出先・問合せ先)

松本広域連合事務局 福祉・地域課 ふるさと担当

担当:高野 貴史、大和 健司

〒390-1401 長野県松本市波田4417-1 松本市役所波田支所4F

TEL 0263-87-5461 FAX 0263-87-5462

E-Mail furusato@m-kouiki.or.jp

# 20 添付書類

(1) 別紙

- ア (別紙1)提案書記載項目
- イ (別紙2)松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託 審査委員会設置要領
- ウ (別紙3)松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託 優先交渉先選考基準
- エ (別紙4)松本エリアの周遊観光を促すインバウンド向けコンテンツ構築業務委託 仕様書
- オ (別紙5)共通仕様書
- カ (別紙6)プレゼンテーション実施要領
- (2) 様式
  - ア (様式1)参加表明書
  - イ (様式2)誓約書
  - ウ (様式3)参加辞退届
  - 工 (様式4)提案書類提出書
  - オ (様式5)提案見積書
  - カ (様式6)質問書